

# 熊本県官民データ活用推進計画

熊本県

平成 31 年（2019 年）3 月

# 目次

|   |    |
|---|----|
| 1. 目的                                       | 1  |
| 2. 位置付け                                     | 1  |
| 3. 計画期間                                     | 1  |
| 4. 情報通信を取り巻く動向                              | 2  |
| 5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針                  | 5  |
| (1) 手続きにおける情報通信の技術の利用等<br>(オンライン化推進)        | 5  |
| (2) 官民データの容易な利用等<br>(オープンデータの推進)            | 6  |
| (3) 個人番号カードの普及及び活用<br>(マイナンバーカードの普及・活用)     | 7  |
| (4) 利用の機会等の格差の是正<br>(デジタルデバイド対策等)           | 8  |
| (5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等<br>(標準化、デジタル化等) | 9  |
| 6. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保                   | 10 |
| 7. 推進体制                                     | 10 |

## 1. 目的

近年、スマートフォンの普及などICT<sup>1</sup>の進展により、多種多様なデータが情報通信ネットワーク上を大量に流通する時代を迎えています。特に、IoT<sup>2</sup>やAI<sup>3</sup>などのデータを収集、活用する技術は、目覚ましい進化を遂げ、情報通信ネットワークを介したヒトとモノがつながり、様々なデータの共有や活用等による新たな価値の創造が始まっています。

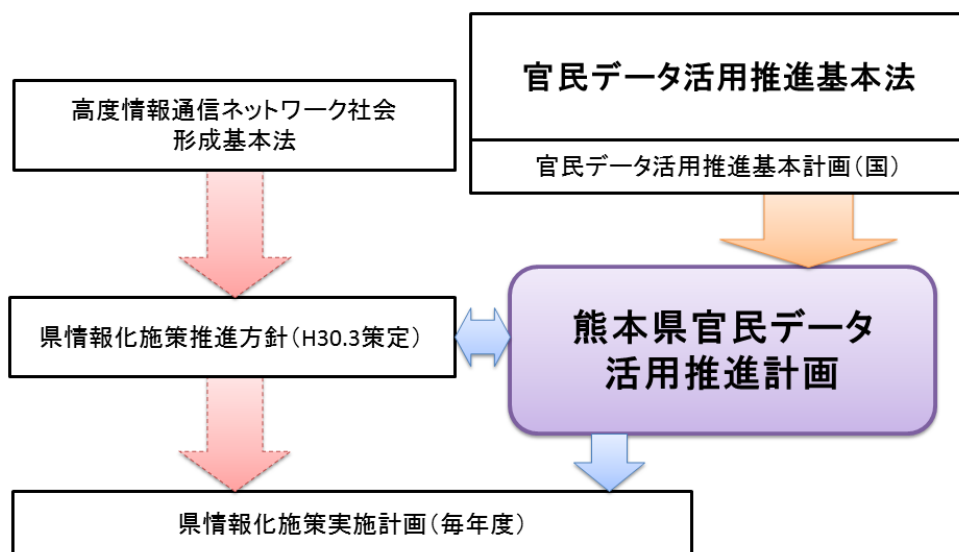
こうした社会情勢を背景に、平成28年に官民データ活用推進基本法が策定され、データ活用に向けた機運が高まる中、本県においても各種システムにより蓄積されたデータ等の積極的な利用環境の整備等を図り、本県が抱える地域課題の解決や住民の利便性向上、業務の効率化をさらに進めることを目的とします。

## 2. 位置付け

この計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に基づく計画として位置付けます。

また、本県の高度情報化を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である熊本県情報化施策推進方針と整合性を図り、特に、本県が保有する各種データの利活用を推進する計画とします。

なお、計画を着実に進めていくため、毎年度とりまとめる情報化施策推進方針の実施計画により、併せてフォローアップを行います。



## 3. 計画期間

計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成33年度（2021年度）までの3年間とします。

<sup>1</sup> ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

<sup>2</sup> IoT：Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

<sup>3</sup> AI：Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

## 4. 情報通信を取り巻く動向

---

### (1) 社会の動向

#### ① データ流通量の飛躍的増大

近年、超高速ブロードバンド、携帯電話網などの情報通信ネットワークの拡大やスマートフォンの普及が進んでいます。スマートフォンの世帯普及率は、平成 22 年の 9.7%から平成 29 年には 75.1%まで急上昇しており、パソコンの普及率（平成 29 年普及率 72.5%）を上回る状況となっています。

このスマートフォンを使った、SNS等を中心としたインターネットを介した動画、画像、文字情報の流通等により、情報通信ネットワーク上のデータ流通量は飛躍的に増大しています。

#### ② データ活用技術の発展

ネットワークの拡大と I o T 機器の小型化・低コスト化による技術の進展により、多種多様なデータを効率的に収集・共有できる環境が整いつつあります。

また、この膨大なデータを処理するための I C T も日々進歩しており、特に、A I 等に代表される I C T により、データの集計だけではなく、高度な分析・活用が可能となり、様々な分野でデータ利活用による新たな付加価値の創出が期待されています。

その他、膨大なデータを処理する新たなシステムやサービスの開発も活発化しており、データ活用技術の更なる発展が見込まれます。

#### ③ I C T 利活用の広がり

人口減少社会、少子高齢化社会の到来による労働人口の減少等の社会的課題に対して、A I 技術を含めた I C T の利活用による解決が期待されています。

近年では、働き方改革、地方創生、防災の分野における I C T の利活用が広がっています。

#### ④ サイバーセキュリティ上の脅威の増大

サイバーセキュリティ上の脅威は、世界規模で深刻化しています。特に、官公庁を狙った標的型攻撃等のサイバー攻撃は、ますます巧妙化する傾向にあり、機密漏えい等の被害は甚大なものとなっています。

## (2) 国の動向

平成 28 年 12 月 14 日、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する目的から、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）が施行されました。

また、同法に基づき、平成 30 年 6 月「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定し、行政手続きのオンライン化の徹底や行政情報のオープンデータ<sup>4</sup>化、マイナンバーカードの普及・利便性向上等、データ流通・利活用の取組みを推進しています。

### ①行政手続きのオンライン化

行政手続きの電子化を可能とする「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」の制定などによりオンライン化を進めてきましたが、官民データ活用推進基本法を受けて、新たに、「デジタルガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日）」、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針（平成 30 年 5 月 31 日）」等を策定し、行政サービスの 100% デジタル化を目指しています。

### ②行政情報のオープンデータ化

平成 24 年に「電子行政オープンデータ戦略（平成 24 年 7 月 4 日 I T 総合戦略本部決定）」が策定され、データの活用を促進する取組みを開始しました。

また、「オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」を策定し、国保有データのオープン化を推進するとともに、地方公共団体のオープンデータ取組率 100% を目標に掲げ、官民によるデータ流通環境の整備を進めています。

### ③マイナンバーカードの普及・利便性向上

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤としてマイナンバー制度が導入され、平成 28 年 1 月から社会保障、税、災害対策分野でマイナンバー利用が始まりました。

平成 29 年 3 月には「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」が策定され、身分証等としての利用、行政サービスにおける利用、民間サービスにおける利用を推進しています。

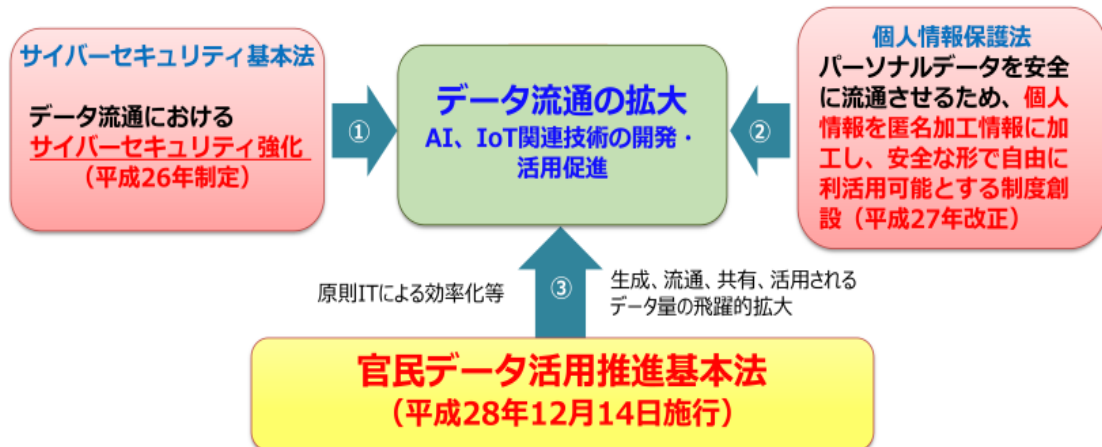
---

<sup>4</sup> オープンデータ：誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次の①～③いずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。

① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの  
② 機械判読に適したもの  
③ 無償で利用できるもの

#### ④データ流通・利活用に関する制度的措置

セキュリティ強化のためのサイバーセキュリティ基本法の制定（平成 26 年 11 月）、パーソナルデータを安全に流通させるための個人情報保護法の改正（平成 29 年 5 月）、また、官民のデータ利活用を促進するための官民データ活用推進基本法の制定など、安心・安全なデータ流通・利活用に関する制度的措置が講じられています。



（出典）内閣官房情報通信技術総合戦略室「官民データ活用推進戦略会議の開催について」より作成

## 5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

情報通信を取り巻く動向を踏まえ、本県における官民データ活用の推進に関する施策については、「手続きにおける情報通信の技術の利用等」、「官民データの容易な利用等」、「個人番号カードの普及及び活用」、「利用の機会等の格差の是正」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等」の 5 つを柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとします。

## (1) 手続きにおける情報通信の技術の利用等（オンライン化推進）

### ①これまで

平成 15 年に県と市町村で構成する「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」を設置し、電子申請受付システム「よろず申請本舗」をはじめとした各種システムの共同運用や公共事業における C A L S / E C<sup>5</sup>事業の推進を通して、市町村と連携した電子自治体の構築を推進してきました。

また、平成 16 年には、「熊本県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 64 号）」を制定し、県が所管する手続き等において電子申請の利用を可能とするよう条例整備を行い、行政手続きのオンライン化を推進しています。

近年では、スマートフォン等の普及により個人が手軽にインターネットにアクセスできる環境となり、また、マイナンバー制度により行政手続きに必要な電子証明書の具備や手続き書類の一部が省略されるなど、よりオンラインを利用しやすい環境が整ってきました。

### ②これから

既に、様々な民間サービスがインターネットやその先にあるコンピュータシステムを通じて行われ、利用者の多くは、システムの存在を特に意識することなく、スマートフォンやパソコンなどを使って、サービスを利用あるいはサービスを受けています。利用者にとって、インターネットを利用する行政サービスに抵抗がない時代になりました。

民間サービスと同様、行政手続きのオンライン化を図ることにより、住民が各種手続きのために行政の窓口へ足を運ぶ必要がなくなり、一方、行政も業務負担が軽減されるなど、双方に有意義となるサービスが実現できます。

これから、国が策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」における利用促進対象手続きなど、できるだけ多くの行政手続きがインターネット経由で行うことができるよう取り組んでいきます。

K P I : 行政手続きのオンライン化数（「地方公共団体オンライン利用促進指針」の利用促進対象手続きのうち県所管手続きのオンライン化数）  
 現状（H29（2017））：18 手続き  
 目標（H33（2021））：全ての手続き（27 手続き）

（参考）

| H31（2019）    | H32（2020） | H33（2021） |
|--------------|-----------|-----------|
| オンライン化に向けた準備 |           |           |
|              |           |           |
|              |           |           |

<sup>5</sup> CALS/EC：「公共事業支援統合情報システム」の略称。従来は紙で交換していた情報を電子化すると共に、インターネットを活用して公共事業に関連する多くのデータベースを連携して使うことができる環境を創出する仕組み。

## (2) 官民データの容易な利用等（オープンデータの推進）

### ①これまで

県では、各種業務システムを積極的に導入するほか、職員は一人1台配備されたパーソナルコンピュータを使い、データの収集や整理を行うなど、行政内の情報のデジタル化が進んできました。併せて、最新のICTを活用し、地域課題の解決につなげていくため、平成24年から、市町村や関係団体、情報通信会社等と連携した「スマートひかりタウン熊本<sup>6</sup>」を展開してきました。

また、平成28年熊本地震の被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等をデジタル情報としてデータベースに蓄積し、「熊本地震デジタルアーカイブ」サイトで公開し、後世に遺すこととしています。

このほか、県が保有するデータを、県に限らず広範な主体において利活用できるよう、データの二次利用に関するルールの作成等を行い、オープンデータサイトでの公開を始めました。

### ②これから

スマートフォンにみるICTの劇的な進化、センサー等の高度化・低廉化により、飛躍的にデジタルデータが蓄積される社会へと変貌してきました。

こうしたデジタル社会においては、生産活動や消費活動等を通して蓄積されたデータを相互に組み合わせて利用することで、様々な知見を導き出し、生産性向上や業務効率化、新たなサービスの創出などが出来るようになりました。

これらの動きにつなげる一助として、県が保有する各種データを積極的に公開し、相互利用を促していくことが必要です。

これから、県は、まずデータの棚卸しを行い、国が作成した「推奨データセット」をはじめ、県が保有する各種データを誰でも二次利用できる形で可能なものから順次公開し、県内企業をはじめ、市町村、大学等も交えた相互利用を通じてデータの有効活用を行い、県の各産業等の活性化につながるよう取り組んでいきます。

KPI：県保有データのオープン化数（「推奨データセット」のうち、県を対象とするデータセットにおけるオープン化数）

現状（H30（2018））：1セット

目標（H33（2021））：全てのデータセット（10セット）

（参考）

| H31（2019）    | H32（2020）   | H33（2021） |
|--------------|-------------|-----------|
| データ棚卸し       |             |           |
| 県保有データのオープン化 |             |           |
|              | 民間における利活用促進 |           |

<sup>6</sup> スマートひかりタウン熊本：市町村や関係団体、情報通信会社等と連携し、地域活性化や観光、教育、医療など地域における様々な課題を、最新の情報通信技術（ICT）を活用して解決していく取り組み。



### (3) 個人番号カードの普及及び活用（マイナンバーカードの普及・活用）

#### ①これまで

平成 28 年 1 月からマイナンバー利用が始まり、国は、マイナンバーカードの普及に向けて、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要であるとして、その多機能化の推進など利便性向上に取り組んでいます。

平成 29 年 9 月にマイキープラットフォーム<sup>7</sup>実証事業が始まり、県内では県立図書館のほか、4 市町が参加しています（平成 30 年 11 月現在）。また、市町村においては、住民票等のコンビニ交付サービスが 8 市町で導入されています（平成 30 年 11 月現在）。

同年 11 月には行政機関の間で特定個人情報をやりとりする「情報連携」及び国が運営するオンラインサービスである「マイナポータル」の本格運用が開始され、子育て関連手続のワンストップサービス等による住民の利便性向上が図られています。

#### ②これから

マイナンバーカードは、公的な身分証明書であると同時に、本人を証明する公的電子証明書が格納されており、これを使うことで、安心安全なオンラインサービスの利用や手続き等が可能になります。

マイナンバーカードの普及のためには、例えば、市町村における住民票等のコンビニ交付サービスの導入など、このカードを利用した各種行政サービスの充実が欠かせません。

これから、電子申請における手続きの拡大を図るとともに、市町村を支援しながら、住民の身近なところで使用できるサービスの実現に向け、国と歩調を合わせて取り組んでいきます。

K P I : マイナンバーカードの人口に対する交付枚数率

現状（H30（2018））：11.6%（全国平均 12.2%）※平成 30 年 12 月時点  
 目標（H33（2021））：約 2 割（参考：全国平均を上回る推測値 19.8%）

（参考）

| H31（2019）                           | H32（2020） | H33（2021） |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| オンライン化に向けた準備<br>（マイナンバーカードを利用する手続き） | 手続きの公開    |           |
| マイナンバーカードを利用したサービスの取組み              |           |           |
| 普及に向けた市町村支援                         |           |           |

<sup>7</sup> マイキープラットフォーム：マイナンバーカードの IC チップに格納されている電子証明書を用いてマイキー ID を作成・登録することにより、マイナンバーカードを様々な利用カードとして活用でき、クレジットカードなどのポイントやマイルレージをオンラインでの地域の物産品購入や商店街の買い物などに活用できるようにするためのシステム。

#### (4) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策等）

##### ①これまで

I C Tの利用の機会等の格差の是正を図るため、県では、条件不利地域等における情報通信基盤の整備に取り組んできました。

超高速ブロードバンド基盤の本県における整備状況は、F T T H<sup>8</sup>等の固定系超高速ブロードバンドは利用可能世帯率 95.1%、L T E<sup>9</sup>等の移動系超高速ブロードバンドは利用可能人口率 99.1%であり、携帯電話のサービスエリアの居住人口の割合（人口カバー率）は 99.9%となっています（平成 29 年 3 月末現在）。

さらに、情報通信環境の向上のため、誰もが利用できる無料公衆無線 L A N「くまもとフリーWi-Fi」の整備を進めてきました。

また、県に関する様々な情報については、ホームページ等を通じて、県民に向けタイムリーな発信を行っています。

##### ②これから

I C Tは、人々のつながりを作るための仕組みとしても活用できる技術です。ソーシャルメディアなどを介して地域住民が発信し、様々な人々が交流することで、地域の課題や住民が抱えている課題を可視化し、それらの課題の解決策を持つ人や手助けしたい人とが結びつき、助け合う関係の構築に役立つ可能性があります。

I C Tの進化の象徴でもあるスマートフォンの出現から 10 年が経過しました。高齢化率が高い地域においても、相当な数のインターネット利用者がいることが想定され、その数は今後も増えていくものと予想されます。

これから、引き続き基盤等の整備を図りながら、インターネット等の I C Tを使える人と困難な人がうまく地域で交わり、お互いが助け合いながら、より多くの住民が I C Tの恩恵にあずかることができるよう取り組んでいきます。

また、県の各種ホームページは、誰にでもやさしいホームページとなるよう取り組みを進めつつ、これからもタイムリーな情報発信を行っていきます。

K P I：県が提供するホームページ等（72 サイト）にかかる W e b アクセシビリティへの対応（J I S 規格適合レベル「A A 準拠」）  
現状（H29（2017））：3 サイト  
目標（H33（2021））：原則、全てのホームページ等（72 サイト）

##### （参考）

| H31（2019）             | H32（2020） | H33（2021） |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 情報通信基盤等の整備促進          |           |           |
| W e b アクセシビリティへの対応    |           |           |
| 地域における I C T 利活用の普及活動 |           |           |

<sup>8</sup> F T T H：Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバーケーブルでつながったネットワークのこと。

<sup>9</sup> L T E：Long Term Evolution の略。高速データ通信を実現する移動体通信の規格。

## (5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等（標準化、デジタル化等）

### ①これまで

情報システムについて、県の主要な業務に係るシステムの構築は概ね完了しており、一部について、自己構築型システムから民間のクラウドサービスへ移行するなどコスト削減を図るとともに、仮想化基盤技術<sup>10</sup>等を活用して、庁内業務システムの集約によるサーバ台数の削減、システム保守・運用の一元化等を実施し、ハードウェアの調達・保守・運用コストの削減に努めてきました。

また、職員の負担軽減や業務効率化のため、サテライトオフィスやオンライン会議システムを導入しました。

### ②これから

人口減少の局面に入り、将来的な労働人口の減少が叫ばれる中、行政においても将来的な職員数縮小の可能性を見据え、さらなる効率化を進める必要があります。

これから、各業務システムの利用に加えて、サテライトオフィスやオンライン会議システムの利活用を図るとともに、事務作業の中からコンピュータで代用できる作業等を洗い出し、作業の自動化や省力化（RPA<sup>11</sup>等の利用）の検討を進めていきます。

また、その過程では、並行して作業の見直しや標準化の検討を行っていきます。

一方、これからもICTは劇的な進化を遂げていくものと考えており、その時流を的確に捉え、有効なICTの受入れを積極的に行っていきます。

KPI：RPA等の導入に取り組む手続数

現状（H30（2018））：－

目標（H33（2021））：（RPAの対象手続選定・モデル的導入を踏まえて平成31年度（2019年度）中に目標を設定）

（参考）

| H31（2019）             | H32（2020）              | H33（2021） |
|-----------------------|------------------------|-----------|
| RPAの対象手続選定・モデル的導入     | RPA等の導入による作業の自動化、省力化推進 |           |
| サテライトオフィス、オンライン会議の利活用 |                        |           |

<sup>10</sup> 仮想化基盤技術：ソフトウェア技術等の拡張によりコンピュータやハードディスクなどを実際に物理的構成に抛らず柔軟に分割したり統合したりする技術のこと。1台のものを複数台であるかのように利用することなどができる。

<sup>11</sup> RPA：Robotic Process Automationの略。コンピュータを用いて、作業の自動処理を行うこと。

## 6. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

---

熊本県官民データ活用推進計画の施策実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「熊本県情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び「熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとします。

## 7. 推進体制

---

この計画は、知事部局、警察本部、企業局、教育庁で構成される「熊本県高度情報化推進本部」にて、必要な各種取組みを加速・推進させていきます。

また、施策実施にあたっては、県下市町村、大学、企業、各種団体等とも積極的に連携・協力を図り、推進していきます。